

【韓国】文在寅新政権の発足に伴う行政組織の再編

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2017年5月9日に実施された大統領選挙において、文在寅（ムン・ジェイン）氏が当選し、翌日、第19代大統領に就任した。同年7月26日、改正政府組織法が公布・施行され、文在寅新政権の発足に伴う行政組織の再編が行われた。

1 経緯

任期満了に伴う通常の大統領選挙においては、現職大統領の任期満了70日前以降の最初の水曜日に選挙が実施されるため（公職選挙法第34条第1項第1号）、当選から実際に就任するまでに約2か月間の準備期間が設けられている。

その準備期間中に「大統領職引継委員会」を設置することが法律で規定されており（大統領職の引継ぎに関する法律第6条第1項）、同委員会において、次期政権における国政課題、行政組織の在り方、人事等を検討し、政権移行作業を進めるのが通例となっている。

しかし、今回の第19代大統領選挙は、朴槿恵（パク・クネ）前大統領が弾劾訴追により罷免（2017年3月10日）された後に実施され、文在寅氏は当選翌日に大統領に就任したため、同委員会を設置できず、事前の政権移行作業を十分に行うことができなかった。

文在寅新政権と与党「共に民主党」は、国政の安定を優先させるため、新政権発足直後の行政組織再編を速やかに行うことで合意し、そのための政府組織法改正案を、与党議員の議員立法を通じて国会に提出した。同改正案は審議の過程で委員会提出法案として国会に再提出された後、2017年7月20日に本会議で可決された。

2 政府組織法の主な改正点

法改正により行政組織が18部（省に相当）、5処（国務総理所属機関（大統領警護処を除く）、17庁（部の外局）、2院（監査院及び国家情報院）、4室（大統領又は国務総理の補佐機関）、6委員会（合議制機関）に再編された（表参照）。主な改正点は以下のとおり。

(1) 中小ベンチャー企業部の新設と未来創造科学部の名称変更

産業通商資源部長官の下に設置されていた中小企業庁が、中小ベンチャー企業部に格上げされ、未来創造科学部等が所管していた創業支援関連業務が中小ベンチャー企業部に移管された。他方、未来創造科学部は科学技術情報通信部に名称変更された。

(2) 国民安全処の廃止と海洋警備安全本部・中央消防本部の庁への再編

2014年4月のセウォル号事故を契機として、朴槿恵前政権の下で同年11月に国民安全処が新設されたが（本誌262-1号（2015年1月）pp.16-17参照）、今回の法改正により、同処と行政自治部が統合されて行政安全部となり、同処は廃止された。また、同処の下に設置されていた海洋警備安全本部と中央消防本部は、それぞれ海洋警察庁（海洋水産部の外局）及び消防庁（行政安全部の外局）に再編された。

(3) 通商交渉本部長の再設置

2013年3月に廃止された通商交渉本部長が再設置された。廃止前は外交通商部（現外交

部)に設置されていたが、今回の法改正では産業通商資源部に設置された。

表 新政権による行政組織の再編 (2017年9月現在。政府組織法に設置根拠を有しない組織を含む。)

	改正前 (17部 5処 16庁 2院 5室 6委員会) (注1)	改正後 (18部 5処 17庁 2院 4室 6委員会)	備考	
部	企画財政部	左に同じ		
	教育部	〃		
	未来創造科学部	科学技術情報通信部	・一部業務を中小ベンチャー企業部に移管 ・科学技術革新本部長(次官級)を設置	
	外交部	左に同じ		
	統一部	〃		
	法務部	〃		
	国防部	〃		
	行政自治部	行政安全部	・災害(注2)安全管理本部長(次官級)を設置	
	文化体育観光部	左に同じ		
	農林畜産食品部	〃		
	産業通商資源部	〃	・通商交渉本部長(次官級)を設置	
	保健福祉部	〃		
	環境部	〃		
	雇用労働部	〃		
	女性家族部	〃		
	国土交通部	〃		
海洋水産部	〃			
—	—	中小ベンチャー企業部	・中小企業庁から部に格上げ	
処	—	—	大統領警護処	・大統領警護室から処に移行し、次官級に格下げ
	国家報勲処	左に同じ	〃	・次官級から長官級に格上げ
	人事革新処	〃	〃	
	法制処	〃	〃	
	国民安全処	—	—	・行政自治部との統合により廃止
	食品医薬品安全処	左に同じ	〃	
庁	国税庁、関税庁、調達庁、統計庁、検察庁、兵務庁、防衛事業庁、警察庁、文化財庁、農村振興庁、山林庁、特許庁、気象庁、行政中心複合都市建設庁、セマングム開発庁、中小企業庁	国税庁、関税庁、調達庁、統計庁、検察庁、兵務庁、防衛事業庁、警察庁、消防庁、文化財庁、農村振興庁、山林庁、特許庁、気象庁、行政中心複合都市建設庁、セマングム開発庁、海洋警察庁	・2増(消防庁・海洋警察庁)1減(中小企業庁) ・中小企業庁の一部業務を産業通商資源部に移管 ・警察庁の一部業務を海洋警察庁に移管	
院	監査院、国家情報院	左に同じ		
室	大統領秘書室、国家安保室、大統領警護室、國務調整室、國務総理秘書室	大統領秘書室、国家安保室、國務調整室、國務総理秘書室	・1減(大統領警護室(長官級))	
委員会	放送通信委員会、国家人権委員会、公正取引委員会、金融委員会、国民権益委員会、原子力安全委員会	左に同じ	・金融委員会の一部業務を中小ベンチャー企業部に移管	

(注1) 同種の組織であっても長のレベルが異なる場合があるため、部、処、庁、室、院、委員会の上下関係は、個別の組織ごとに比較する必要がある。ただし、部及び院は常に庁より格上である。

(注2) 原文の直訳は「災難」である。

(出典) 法律の条文を基に筆者作成。

参考文献 (インターネット情報は2017年9月11日現在である。)

- ・「[2008110] 정부조직법 일부개정법률안(대안)(안전행정위원장)」
<http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_M1R7O0M7C1I7F1P7K2X1M0G1W1C4Y9>